

熊本市違反屋外広告物簡易除却協力員制度

熊本市屋外広告物条例に違反した簡易広告物のうち、違法なはり紙はすぐに除却できます。これを簡易除却といいます。

熊本市域では簡易除却は市長が委任した人が行うことができます。熊本市違反屋外広告物簡易除却協力員制度は除却活動を行う団体を認定し、その会員でボランティアとして活動していただける方に、違反広告物の除却員を委任する制度です。

※市長が委任した協力員でなければ簡易除却活動はできません。

詳しくは、都市デザイン課屋外広告物班へお問い合わせください。

活動区域	熊本市域で団体が届出をした区域
活動内容	協力員として認定された団体がはり紙の簡易除去を市と協力して行います。
協力員の任期	2年以内（更新可能）
協力団体の条件	・熊本市域にある団体 ・違反屋外広告物の簡易除去を市に協力して行い、景観の維持に努め、違反屋外広告物の適正化を推進できる団体 ・ボランティア保険に加入できる団体 ・その他市長が適当と認める団体
協力員	・協力団体に所属し、団体の推薦があるもの ・講習会の課程を修了した（修了見込みである）もの ・18歳以上のもの
市の支援内容	・除却協力員証の交付 ・講習会の実施 ・ボランティア保険の案内 ・活動に必要な用具の支給貸与
活動計画、報告	事前に活動計画をたてる 活動後に活動報告書を都市デザイン課へ提出
中止	協力団体、協力員を辞退する場合は都市デザイン課へ連絡